# 三朝町の給与・定員管理等について

# 1 総括

## (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(25年度末)	A		В	В/А	24年度の人件費率
25年度	人	千円	千円	千円	%	%
	6,928	4,552,429	1,953	855,720	18.79	16.8

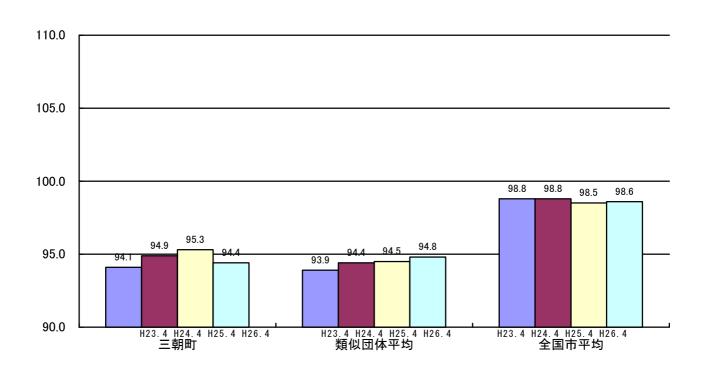
## (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区	分	職員数		給	Ė	ĵ-	費	
		A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В
25年	度	人		千円	千円	千円		千円
		90	340	,622	42,536	121,273	504	, 431

(参考)一人当た	(参考)24年度
り給与費	平均一人当た
B / A	り給与費
千円	千円
5,605	5,842

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による 給与減額措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

- ・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
- ・激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
- ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三朝町	42.9歳	315,839円	350, 181円
鳥取県	43.1歳	315,064円	382,449円
玉	43.5歳	335,000円	408,472円

# (2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区	分	三朝町	鳥取県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,400 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	139,300 円	140,100 円

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

区	分	経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大 学 卒	268,800 円	320,400 円	353,100 円
	高 校 卒	231,100 円	一 円	— 円

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

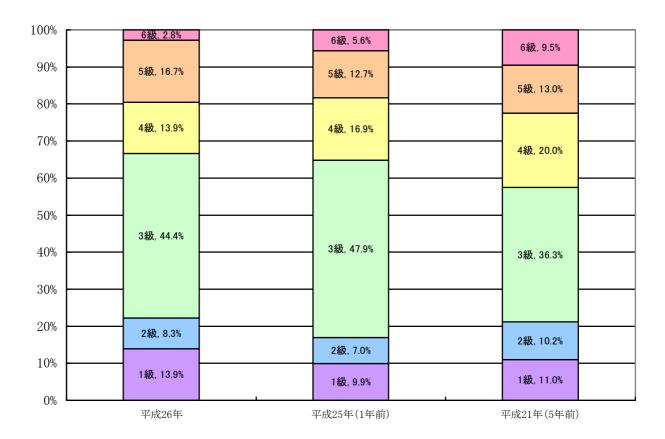
# (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成26年4月1日現在)

		<u> </u>			
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	(1) 主事及び技師の職務	10人	13.9%	135,600円	243,700円
	(2) 専門職の職務				
2 級	(1) 高度の知識又は経験を必要と する業務を行う主事又は技師	6人	8.3%	185,800円	307,800円
	の職務(2) 高度の知識又は経験を必要と				
	する業務を行う専門職の職務				
3 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は 技師の職務	32人	44.4%	222, 900円	354,700円
	(2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は				
	技師の職務				
	(3) 相当高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務				
	(4) 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専 門職の職				
4 級	(1) 室長の職務	10人	13.9%	261,900円	388,300円
	(2) 園長の職務				
	(3) 困難な業務を処理する主事又は技師の職務				
	(4) 困難な業務を処理する特定の 業務を行う専門職の職務				
5 級	(1) 課長の職務	12人		289, 200円	400,600円
	(2) 事務局長の職務		16.7%		
	(3) 困難な業務を担当する室長の職務				
6 級	(1) 困難な業務を処理する課長の職務	2人	2.8%	320,600円	422,600円
	(2) 困難な業務を処理する事務局長の職務				
( 沙)	1 二胡町の鈴片冬刷に甘べく鈴料主の郷				1

<sup>(</sup>注) 1 三朝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

<sup>2</sup> 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

## (2) 一般行政職の級別職員数の構成比



#### (3) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映 未実施

## 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

三朝町	鳥取県	国	
1人当たり平均支給額(平成25年度)	1人当たり平均支給額(平成25年度)	_	
1,387千円	1,379千円		
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.6 月分 1.35 月分	2.45 月分 1.45 月分	2.6 月分 1.35 月分	
(1.45)月分 (0.65)月分	( 1.32)月分 (0.75)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役 職 加 算 5~15% ・ 役 職 加 算 5~20%			
	・管理職加算 15~25%		

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- ○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職) 平成26年度6月支給分より勤勉手当の成績率への勤務成績の反映

# (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

	三朝町			国	
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.570月分	勤続25年	30.82月分	36.570月分
勤続35年	43.70月分	52.440月分	勤続35年	43.70月分	52.440月分
最高限度額	52.44月分	52.440月分	最高限度額	52.44月分	52.440月分
1人当たり平均支給額	須 23,	547千円			

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

# (3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	237 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	9,089 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	24.3 %
手当の種類 (手当数)	5 種 (下記)

	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1	防疫業務手当	防疫作業に従事する職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護(患体のの付着した物件等の処理作業	従事した日1日につき 1,000円
2	結核業務手当	結核患者指導業務 に従事する職員	結核患者の療養指導 業務	勤務1月につき 1,000円
3	特殊自動車運転手当	除雪用自動車運転 作業従事職員	除雪用自動車の運転 業務	従事した時間1時間に つき300円
4	行旅死病人手当	行旅死病人の救護等に従事する職員	職員が行旅病人の救護のための病人を護送し、又は行旅死人の認識に関する調査その他の取り扱いに従事する業務	従事した1回につき 1,000円
5	下水道手当	下水道業務に従事する職員	供用後の下水道施設 の嫌悪な維持管理の 業務	従事した日1日につき 1,000円

## (4) 時間外勤務手当

支給実績(25年度)	16,946 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度)	168 千円
支給実績 (24年度)	15,970 千円
支給1人当たり平均支給年額(24年度)	159 千円

# (5) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養 手当	ア 配偶者 月額13,000円	同じ	_	13,831千円	234,416円
	イ 配偶者以外 1人月額6,500円				
	ウ 配偶者のいな い職員の扶養親 族のうち 1人目 月額11,000円				
	エ 満15歳に達す る日以後の最初 の4月1日から 22歳に達する日 以後の最初の3 月31日までの間 にある子(加算 額)1人				
	月額5,000円				
住居手当	借(円く、円単者さ借い者合当 情(円く、円単者さ借い者合当 情(円く、のの月支任偶た借・にの の月支任偶た借・にの がなるを者家例額 を表すると者を者を別額 にの2分 にの2分 にの2分	同じ	_	2,547千円	282,945円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
通勤手当	交通機等の額等の額 運 海 自動車等利用を 治動車等利用に の00円か ら24,500円ま の範囲で支給	同じ		3,744千円	49, 254円
管理職手当	一定の管理・監督 の地位にある職員 (管理職員) に対 して支給			9,751千円	375,032円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給			716千円	42,118円

# 5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

	1 /J1 11 <del>9</del> 0	V/ TIX F	י די ווע	<u> </u>	一口九江	<u> </u>	
	<u>X</u>	分		給料	月	額	等
					(参考)類似	団体におけ	る最高/最低額
給	町		長	827,000円	850	,000円/	355,000円
	副	町	長	662,000円	675	,000円/	304,500円
料							
	議		長	331,000円	360	,000 円/	~205,000円
報	=.1	-34E-	=	0.40 0.00 H	0.00	00000 /	101 000 H
	副	議	長	240,000円	320	,000円/	164,900円
西州	議		員	224, 000円	200	000E	145,500円
到加	殸		貝	224,000円	300	,000円/	145,500円
	町			(平成26年度支給割合	· )		
期	副	町	長	3.025月分	,		
末	, ,	•		21.227,47,5			
手	議		長	(平成26年度支給割合	`)		
当	副	議	長	3. 025月 分			
	議		員				
退				(算定方法) 退職時の給料月額	頁に次の割合る	を乗じる	
職	町		長	(割合 在職期間1年につき)			
手				町 長 500/100			
当	副	町	長	副町長 280/100			
				教育長 220/100			
				(支給時期) 任期毎			
	備		考				
(分)	\ \ \ \ m4	h 111 -	Γ → 44	1の4 単	- AA JOI H AAT TO -	~ N - H - A - H - A	ァ甘 ベキ 1 期

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

# (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

÷+17	HH	IIOF Æ	II oc Ar	対前年	
部	門	H 25 年	H 26 年	増減数	主な増減理由
					育児休業職員・派遣職員の総務課付け解
				$\triangle 2$	除 (-2) 、機構改革に伴う企画観光職と
	総務	25 人	23 人		の兼務(-1)、欠員補充(+1)
	税務	5 人	5 人	0	
	民生	23 人	25 人	2	機構改革に伴う事務移管による増員
一般行政部門	衛生	6 人	6 人	0	
72 13 St FF 13	商工	4 人	4 人	0	
	労 働	1	1	0	
	農林水産	8 人	7 人	△ 1	欠員不補充による減員
	土木	3 人	4 人	1	業務増による増員
	議会	2 人	2 人	0	
	計	76 人	76 人	0	
	教育	13 人	14 人	1	機構改革に伴う事務移管による増員
特別行政部門	警察	1	1	ı	
	計	13 人	14 人	0	
普通会言	計 計	89 人	90 人	1	
	水道	6 人	5 人	$\triangle 1$	業務減による減員
	下水道	0 人	0 人	0	
)	国保事業	3 人	3 人	0	
公営企業会計	介護事業	2 人	2 人	0	
部 門 等	後期高齢者医療	2 人	1 人	△1	機構改革に伴う事務移管による減員
	国民宿舎事業	7 人	7 人	0	
	計	20 人	18 人	$\triangle 2$	
合	計	109 人	108 人	△1	
[条例页		[125]	[125]	0	

## (2)年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

#### • 年齡別職位構成比



## •年齡別職員数(平成26年4月1日現在)

区	分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
			>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員	数	0人	0人	7人	8人	10人	11人	20人	10人	15人	15人	11人	0人	107人

## (3) 職員数の推移

(単位:人·%)

部門別 年 度	2 1 年	22年	23年	2 4 年	25年	26年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	74	75	75	78	76	76	+ 2.7%
教育	16	16	15	13	13	14	△12.5%
普通会計計	90	91	90	91	89	90	0.0%
公営企業等会計計	20	20	20	20	20	18	△10.0%
総合計	110	111	110	111	109	108	△1.8%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 7 公営企業職員の状況

#### (1) 国民宿舎事業

### ① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	○年度の総費用に占め
	A		В	B / A	る職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
	300,738	39,800	28,801	9.58	8.73

区分	職員数	給	Ė	į.	費		(参考)24年平均
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり 給与費 B/A	一人当たり給与費
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	7	22,454	2,472	3,875	28,801	4,115	4,100

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

## ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
国民宿舎事業	52.4歳	267, 300円	342,854円

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

툿	明末于ヨ・凱恩于ヨ					
	1人当たり平均支給額(25年度)					
	554千円					
	(25年度支給割合)					
	期末手当勤勉手当					
	1.9月分 0月分					
	( 0)月分 ( 0)月分					
	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置					

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

<sup>2</sup> 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

## イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

	三朝町			玉	
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.570月分	勤続25年	30.82月分	36.570月分
勤続35年	43.70月分	52.440月分	勤続35年	43.70月分	52.440月分
最高限度額	52.44月分	52.440月分	最高限度額	52.44月分	52.440月分

- ウ 地域手当 なし
- エ 特殊勤務手当 なし

#### 才 時間外勤務手当

支給実績(25年度)	52千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度)	26千円
支給実績(24年度)	151千円
支給1人当たり平均支給年額(24年度)	76千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

#### カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ			624千円	124,800円
住居手当	IJ			0千円	0円
通勤手当	IJ.			248千円	35, 429円
管理職手当	IJ			1,293千円	258,600円
休日出勤手当	IJ			52千円	26,000円
宿直手当	IJ			227千円	227,000円